

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

児童福祉法施行令の一部が改正され、社会福祉施設の入所等に係る保護者の負担上限月額が引き下げられたことにかんがみ、鳥取県立皆成学園等の社会福祉施設の入所等に係る利用についての使用料の額を引き下げるとともに新型インフルエンザの予防接種料を改正する等の所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県立皆成学園、鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園の入所等に係る利用についての使用料の額を引き下げる。

(2) 生活保護世帯等の鳥取県立総合療育センターの利用のうち、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している在宅の児童及び障害者に対して通所の方法により日常生活の動作、運動機能等に係る訓練、指導等の必要な療育を行う事業に係る利用の際の昼食の額を引き下げる。

ア 生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯 昼食 1 食 140円（現行 530円）

イ 市町村民税所得割額が28万円未満の世帯 昼食 1 食 300円（現行 530円）

(3) 新型インフルエンザの予防接種料を改正する。

(4) 使用料の減免規定を設ける。

(5) その他所要の規定の整備を行う。

(6) 施行期日等

ア 施行期日は、平成22年10月1日とする(2)から(4)までを除き、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

農業委員会交付金の交付基準を定める規則の一部改正について

1 規則の改正理由

交付金の交付の基準となる各市町村の総農家数及び経営耕地総面積について、直近の農林業センサス規則に規定する農林業センサスの結果を用いることとすることに伴い所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 交付金の交付の基準となる各市町村の総農家数及び経営耕地総面積に用いる調査を直近の農林業センサス規則第1条の調査（現行 統計法第2条の規定に基づく指定統計第26号）とする。

(2) 施行期日は、公布日とする。